

国立支店・富士見台支店 統合新店舗オープン記念  
好評につき第2弾

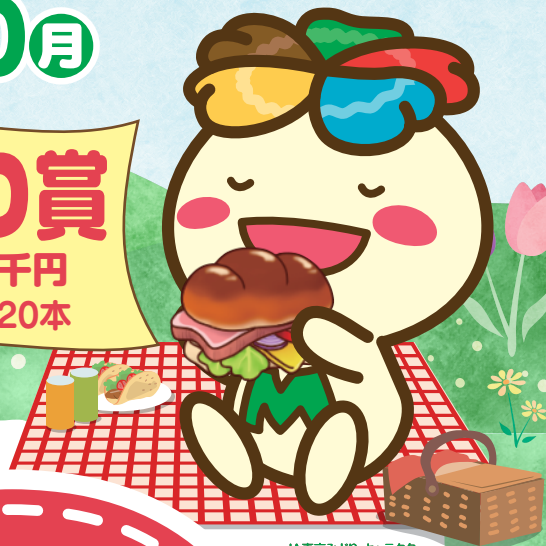
# 金利還元 懸賞金付き スーパー定期貯金 **プラス**

期間 2025年 4/14月 ▶ 6/30月

募集額  
15億円

懸賞金 3万円  
**1**等  
当選本数15本

みどり賞  
懸賞金5千円  
当選本数120本



JA東京みどり キャラクター  
みどりん

新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。

# 1.0%

## スーパー定期貯金〈単利型〉 預入期間6か月

※取扱期間中であっても募集額15億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。

ご利用  
いただける方

個人(組合員限定)  
※組合員の方または組合員加入いただける方

期 間

定型方式6か月(自動継続 元金継続扱い)

預入方法

一括預入・証書式

定期口座と同名義の利息受取口座が必要となります。

特別配当金

対象になりません。

預入金額

50万円以上1,000万円まで  
(期間内、お一人様上限額まで)

懸賞金については(一口10万円以上)に  
番号が付番されます。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

# 組合員限定「金利還元スーパー定期貯金プラス」

商 品 名 ( 愛 称 )	スーパー定期貯金<単利型>(金利上乘せ・懸賞金付き定期貯金) 組合員限定「金利還元スーパー定期貯金プラス」													
取 扱 期 間	令和7年4月14日(月)～令和7年6月30日(月) 取扱期間中であっても募集額15億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。													
ご 利 用 いた だ け る 方	個人(組合員限定)※組合員の方または組合員加入いただける方													
期 間	定型方式 6か月(自動継続 元金継続扱い)													
預 入 方 法	一括預入・証書式													
預 入 金 額	50万円以上1,000万円まで(期間内、お一人様上限額まで)懸賞金については(一口10万円以上)に番号が付番されます。 ※新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金(小切手)・お振込みにより令和7年4月1日(火)以降新たに当JAにご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金(定期貯金・定期積金の満期または中途解約資金や普通貯金等)による本定期貯金へのお振替えはできません。(一旦、当JAから出金された資金、東京みどり支店間で移動された資金もお取扱いできません)													
預 入 単 位	1円単位													
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。													
利 息	(1) 適 用 金 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1.0%</li> <li>・1,000万円でお預けしていただいた場合でも、スーパー定期貯金としてお預かりし、満期日以降もスーパー定期貯金(単利型)として継続いたします。</li> <li>・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。</li> </ul>												
	(2) 利 払 頻 度	満期日以後に一括して支払います。												
	(3) 計 算 方 法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算												
	(4) 税 金	個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。												
	(5) 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。												
付 加 でき る 特 約 事 項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。													
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。													
貯 金 保 険 制 度 ( 公 的 制 度 )	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。													
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別配当金の対象外になります。</li> <li>・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打切り、金利の見直しを行う場合もございます。</li> <li>・以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)懸賞金抽選権                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期貯金10万円につき1本の懸賞金抽選券(抽選番号)を付けます。懸賞金抽選券(抽選番号)は10000番から14999番までの5,000本を1組とし、1組(5,000本)を1ユニットとします。</li> <li>・満期後は自動継続ですが新たな抽選券(抽選番号)は付きません。</li> </ul> </li> <li>(2)懸賞金の抽選日・抽選場所                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年1月の理事会終了後、当組合本店にて抽選を行います。</li> </ul> </li> <li>(3)当選番号の発表・振込                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当選番号は令和8年3月2日(月)以降、店頭・HPに掲示し懸賞金当選者へハガキで通知いたします。</li> <li>・懸賞金は利息受取口座へ令和8年3月13日(金)に振込いたします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。</li> </ul> </li> <li>(4)期限前解約                 <ul style="list-style-type: none"> <li>この定期貯金は、原則期限前解約はできません。やむを得ず解約する場合は、当JA所定の期限前解約利率を適用します。</li> </ul> </li> <li>(5)抽選日以前の解約について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>懸賞金抽選券は原則失効します。</li> </ul> </li> <li>(6)抽選日以降の解約について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>当選し、3月13日(金)以前に解約した場合は、当選の権利は原則失効します。</li> </ul> </li> <li>(7)懸賞金・当選本数                 <table border="0"> <tr> <td>1等</td> <td>1ユニット</td> <td>5本</td> <td>計15本</td> <td>懸賞金</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>みどり賞</td> <td>1ユニット</td> <td>40本</td> <td>計120本</td> <td>懸賞金</td> <td>5千円</td> </tr> </table> </li> <li>(8)別途、粗品のお渡しはございません。</li> </ul> </li> </ul>		1等	1ユニット	5本	計15本	懸賞金	3万円	みどり賞	1ユニット	40本	計120本	懸賞金	5千円
1等	1ユニット	5本	計15本	懸賞金	3万円									
みどり賞	1ユニット	40本	計120本	懸賞金	5千円									

## あなたもJAの組合員になりませんか!

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますといろいろな特典があり、お得ですよ!

JAはどなた様にもご利用いただくことができます。現在多くの方が「組合員」として、JAの各事業をご利用いただいております。

ぜひこの機会にご加入いただきますよう、ご案内申し上げます。



※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに配当の有無・配当率が総代会で決定されます。



事業実績により、出資金に対しての配当金が受け取れます。



事業実績により、定期貯金(一部商品除く)のお預入金額に対し、特別配当金が受け取れます。



JA東京健康管理センターの日帰りドッグが、組合員料金でご利用いただけます。(JA東京みどり指導課にてお申込みできます)



※詳しくは、下記支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

国立支店 TEL.042-572-2101  
昭島支店 TEL.042-541-0021  
幸町支店 TEL.042-535-2211

西砂支店 TEL.042-531-0014  
村山支店 TEL.042-561-1611

東大和支店 TEL.042-561-4321  
仲原支店 TEL.042-562-2311

## 商品概要説明書

組合員限定「金利還元スーパー定期貯金プラス」

(令和7年4月14日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型>(金利上乘せ・懸賞金付き定期貯金) 組合員限定「金利還元スーパー定期貯金プラス」
取扱期間	・令和7年4月14日(月)～令和7年6月30日(月) 取扱期間中であっても募集額15億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人(組合員限定)※組合員の方または組合員加入いただける方
期 間	・定型方式 6か月(自動継続 元金継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・50万円以上1,000万円まで(期間内、お一人様上限額まで) 懸賞金については(一口10万円以上)に番号が付番されます。  ※新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金(小切手)・お振込みにより令和7年4月1日(火)以降新たに当JAにご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金(定期貯金・定期積金の満期または中途解約資金や普通貯金等)による本定期貯金へのお振替えはできません。(一旦、当JAから出金された資金、東京みどり支店間で移動された資金もお取扱いできません) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金  (5) 金利情報の入手方法	・1.0% ・1,000万円でお預けしていただいた場合でも、スーパー定期貯金としてお預かりし、満期日以降もスーパー定期貯金<単利型>として継続いたします。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および  
紛争解決措置の内容

**苦情処理措置** 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

**紛争解決措置** 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

その他参考となる事項

- ・特別配当金の対象外になります。
  - ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
  - ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打切り、金利の見直しを行う場合もございます。
  - ・以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。
- (1) 懸賞金抽選権
    - ・定期貯金 10 万円につき 1 本の懸賞金抽選券（抽選番号）を付けます。懸賞金抽選券（抽選番号）は 10000 番から 14999 番までの 5,000 本を 1 組とし、1 組（5,000 本）を 1 ユニットとします。
    - ・満期後は自動継続ですが新たな抽選券（抽選番号）は付きません。
  - (2) 懸賞金の抽選日・抽選場所
    - ・令和 8 年 1 月の理事会終了後、当組合本店にて抽選を行います。
  - (3) 当選番号の発表・振込
    - ・当選番号は令和 8 年 3 月 2 日（月）以降、店頭・HP に掲示し懸賞金当選者へハガキで通知いたします。
    - ・懸賞金は利息受取口座へ令和 8 年 3 月 13 日（金）に振込いたします。20.315%（国税 15.315% 地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。
  - (4) 期限前解約
 

この定期貯金は、原則期限前解約はできません。  
やむを得ず解約する場合は、当 J A 所定の期限前解約利率を適用します。
  - (5) 抽選日以前の解約について
 

懸賞金抽選券は原則失効します。
  - (6) 抽選日以降の解約について
 

当選し、3 月 13 日（金）以前に解約した場合は、当選の権利は原則失効します。

その他参考となる事項	<p>(7) 懸賞金・当選本数</p> <table><tr><td>1等</td><td>1ユニット</td><td>5本</td><td>計15本</td></tr><tr><td></td><td>懸賞金</td><td>3万円</td><td></td></tr><tr><td>みどり賞</td><td>1ユニット</td><td>40本</td><td>計120本</td></tr><tr><td></td><td>懸賞金</td><td>5千円</td><td></td></tr></table> <p>(8) 別途、粗品のお渡しはございません。</p>	1等	1ユニット	5本	計15本		懸賞金	3万円		みどり賞	1ユニット	40本	計120本		懸賞金	5千円	
1等	1ユニット	5本	計15本														
	懸賞金	3万円															
みどり賞	1ユニット	40本	計120本														
	懸賞金	5千円															

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A東京みどり